

令和4年度
第2回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年5月13日開会

高松市農業委員会

令和4年度第2回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年5月13日（金）午後2時開会

開催場所 高松市危機管理センター5階 502会議室

出席委員 21人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 15番 河田 薫
- 23番 神内 茂樹

欠員

6番

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長 補佐 森 亮介
- 農地係 長 藤澤 英宣
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副 主 幹 古免 範彰
- 主 任 技 師 河合 良治
- 主 任 主 事 多田 利浩

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請
について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 競売買受適格証明願について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第12号 農業委員の身分喪失手続（罷免・失職・辞任）について

報 告 1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

2 農用地利用計画の変更に係る判断基準の一部改正について

3 農業委員の欠員補充について

議 長(会長) ただ今から令和4年度第2回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は23人中21人で、定例総会は成立しております。
欠席委員は、河田委員、神内委員の2名です。
まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がありませんので、議事録署名委員は、14番富本委員及び7番瀧本委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、転用するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用内容は、農地法第5条第1項許可申請所有権11番のとおりです。

2番及び3番も、転用するため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用内容は、農地法第5条第1項許可申請所有権12番のとおりです。

4番は、賃貸人が自ら耕作するため残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番及び6番は、借り人の購入予定があるため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、転用するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用内容は、農地法第5条第1項許可申請所有権31番のとおりです。

8番は、転用予定があるため、基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。申請地の内、農業用施設部分については、非農地証明願2番と関連しております。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。

1番は、転用するため返還を受けたもので、転用内容は、農地法第5条第1項許可申請所有権10番のとおりです。

2番及び3番は、新たな耕作者との契約予定があり、香川県農地機構を介した貸借について返還したものです。

4番は、転用するため返還を受けたもので、転用内容は、農地法第4条第1項許可申請10番のとおりです。

5番及び6番は、第3者の転用予定があるため、返還を受けたものです。

7番及び8番は、転用するため、香川県農地機構を介した貸借について返還したものです。転用内容は、農地法第5条第1項許可申請所有権17番のとおりです。

9番、及び次のページの10番から12番は、自ら耕作するため、香川県農地機構を介した貸借について返還したものです。

13番から16番は、転用するため、香川県農地機構を介した貸借について返還したものです。転用内容は、農地法第5条第1項許可申請所有権18番のとおりです。

17番及び18番は、所有者自ら耕作するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

19番も所有者自ら耕作するため、返還を受けたものです。

20番及び21番も、所有者自ら耕作するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

次のページを御覧ください。

22番は、第三者が転用予定のため、返還を受けたものです。

23番から26番は、借り人変更のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

27番は、土地所有者の後継者が耕作するため、返還を受けたものです。農地法第3条第1項許可申請所有権10番と関連しております。

28番及び29番は、農道拡幅部分の利用を明らかにするため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。非農地証明願3番と関連しております。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について29件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、申請地は松島及び花園地区内で、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、近隣住民から要望を受けて駐車場として造成したもので、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和43年から昭和48年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地の維持管理に困り、将来の安定的な賃貸収入を得るため、貸店舗用地とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成14年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、将来の農地管理の負担を減らし、老後の安定した収入確保のため共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地東にある道路が狭く、通行及び農作業に支障があり改善のため、一部を道路として転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、家族の車3台、仕事の営業車1台、計4台を近隣駐車場を賃借していましたが、契約解消するため自宅隣接農地を造成し駐車スペースとしたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が485.23平方メートルあります。

6番は、貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、地元建設業を営む法人から倉庫用地として、また、地元地域の防災倉庫として借地依頼があったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、高齢で農作業が負担となってきており、土地の有効活用を図るため共同住宅を建築することとしたもので、一昨年許可を得た共同住宅の入居も順調であり収益が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、区画整理後ミカン等の果樹を植え、営農・管理していましたが、高齢になり後継者もなく、近隣住民の要望も受けて貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成29年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の宅地が道路と接しておらず、また、排水路も農地の一部を利用していることから、住宅に隣接する農地を進入路、水路用地として拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年5月に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が560.71平方メートルあります。

10番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が家族の増員により住居が手狭になったため部屋を増築し、また、農機具等の増加により農業用車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和元年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が706.31平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

議案書6ページをお願いします。

11番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が大型化した農機具の保管、農業用スペースとして、宅地横に納屋、車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が316.60平方メートルあります。

12番は、倉庫、車庫兼物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業経営規模の拡大に伴い、住居の隣接農地に倉庫、車庫を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年5月に建築済ですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅敷地から公道に接続する道路がなく、自己所有農地の一部を進入路として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和52年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、当初、住宅が西側の市道からも進入でき、防犯上の観点から、住宅に隣接する農地を新たな進入路、玄関として拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年10月に建築済ですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が479.64平方メートルあります。

15番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、昭和57年に分家住宅として造成した際、将来の家族の増員、農作業用地も必要なことから隣接農地に一部越境したもので、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年1月に造成済ですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が345.84平方メートルあります。

16番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、近隣にある貸駐車場の廃止に伴い、その利用者から代替の駐車場の要請を受け、貸駐車場として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、既存

の敷地には来客用の駐車スペースがないことから露天駐車場を造成するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、自治会館用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、建築物は合併時、自治会内の作業所（共同の農機具置き場）として使用されていましたが、老朽化に伴い、現在の建物に建て替え、自治会館として利用しています。当初は共同農作業所ということで転用申請はしていなかったのですが、この度、改めて申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について18件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、令和3年8月10日付けで、当初、貸車庫用地として転用許可を受けていましたが、契約先の隣接地で建設用機器及び車両リース業を営む法人から大型車両の保管場所及び車両の転回場が必要であるとの要望を受け、事業計画の変更をすることと、併せて工事完了日を令和5年5月31日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。農地法第5条許可申請所有権5番に関連しています。

2番は、令和4年1月12日付けで、当初、露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、計画していた面積では車両の間隔が狭く、往来も不便であることから、農地を拡張し露天資材・車両置場用地として変更をすることと、併せて工事完了日を令和5年6月30日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。農地法第5条許可申請所有権12番に関連しています。

3番は、令和2年12月21日付けで、住宅2階建1棟・車庫平屋建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、住宅を2階建から平屋建に計画変更したため、当初の計画より建築面積が増えたことにより、許可後の事業計画変更申請をするものです。

4番は、令和3年11月30日付けで、当初、8棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、顧客から美容室の店舗を併用し、建築したい旨の要望に対応し、当初計画の8棟から7棟に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

5番は、令和4年1月12日付けで、露天資材置場用地として転用許可を受けていましたが、転用地に譲渡人が建築していた既存の農業用倉庫を当初は取壊す予定でしたが、土木建築業を営む転用者が引き続き物置として利用することとなったため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

6番は、令和3年9月10日付けで露天資材・車両置場用地として転用許可を受けていましたが、仕事量が増加し、事務所が手狭になってきたことや、資材の積み下ろし等の作業効率が悪いことから、事務所と資材置場を一か所に集約し、利便性を高めるため転用地の利用目的を露天資材・車両置場、事務所用地とする許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について6件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成11年4月26日付けで、非農家の自己住宅用地として転用許可を受けていましたが、仕事の関係で当該地での居住予定がなくなったことにより、今後の転用事業の遂行が困難となっていたことから、近隣に実家がある承継者が非農家の住宅用地として利用するため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権21番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないよ

うでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の冨本委員より報告をお願いいたします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は所有権が5件、賃借権が1件でございます。うち、所有権1番、4番、5番、賃借権1番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地調査を実施しています。

内容につきまして、所有権1番から3番まで私が報告し、4番、5番、賃借権1番を瀧本委員から報告申し上げます。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校東800メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に面しており、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化も進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が21.87平方メートルあります。使用貸借にかかる農地返還通知7番、8番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松市立川東小学校東1.4キロメートルに在り、農業用機械器具販売据付並びに修理を営む転用者が、更なる事業展開を図ろうと高松南部地区の営業を行う目的で、事務所兼展示場・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木綾川線に接しており、交通の利便性が良く、事業効率が良いこと、また、転用地より南部には比較的広い農地が多く、大型農業機械の需要があると見込められることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の申請地は、高松市立檀紙小学校南西1.0キロメートルに在り、建設業を営む転用者が、新たに資材の保管場所が必要となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に接しており、高松西インターチェンジへのアクセスも出来、交通の利便性が良く、事業所も近く、事業の効率化・利便性が図られ適地であることと申請地は農道、水路に挟まれ、形状が不整形な農地で耕作するのが困難であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止を行う併用農道が81.53平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、4番からは、瀧本委員が説明します。

瀧本委員 現地調査員の瀧本です。

座って説明させていただきます。

引き続き、5条特別議案書1、2ページを御覧ください。

4番の申請地は、ことでん岡本駅南900メートルに在り、運送業を主とする法人が、現在、賃貸している大型車両の駐車場が手狭であり、今後の事業拡大により、15トントラックを8台、4トントラックを2台増車するため、露天駐車場用地として、転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道国分寺中通線に接しており、交通の利便性が良く、事業効率が良いこと、また、本社にも近く、事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が2,373.54平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番の申請地は、ことでん岡本駅南900メートルに在り、総合土木・建設業を主とする法人が、建設工事発生土等が見込まれる申請地を取得し、露天貸資材置場用地とすることと、新たに不動産の賃貸業として、転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道国分寺中通線に接しており、交通の利便性が良く、事業効率が良いこと、また、本社にも近く、事業効率の良い地域であることと、申請地は、譲渡人全員が高齢で長年耕作放棄された農地でもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が712.94平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

続きまして賃借権について、ご説明申しあげます。

5条特別議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、香川県立高松東高等学校西900メートルに在り、建設・産業機械器具の製造及び販売を営む転用者が、工事時に使用する水中ポンプ・照明機器・コンプレッサー・測量機器のレンタル商品を主に新たに購入し、申請地に新設する倉庫に保管や整備を行う目的で、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、三方向が市道に面し、県道太田上町志度線に近く、交通の利便性が良く、事業効率が良いこと、また、会社に隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が320.98平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件、賃借権1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については、許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、リユース品の買取及び販売業を営む法人が、事業の多角化により共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、現在、家族3人住まいであるが、住居の老朽化に伴い、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が149.43平方メートルあります。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が109.00平方メートルあります。

4番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が15.9平方メートルあります。

5番の転用者は、不動産業を営む法人で、近隣で建設機器のリース業を営む法人への貸車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

6番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番の転用者は、建築資材販売業を営む法人で、現在、賃貸している倉庫が手狭であり、積み替作業も不便なことから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道川東高松線に接し、大型車両の出入りが容易で利用及び管理がしやすく、国道193号線へのアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が53平方メートルあります。

8番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が151.56平方メートルあります。

9番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページを御覧ください。

10番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

11番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が302.36平方メートルあります。農地法第18条6項の規定による通知1番に関連しています。

12番は、土木工事業を営む法人で、事業が好調で受注が増え、法人所有及び賃貸の資材置場が手狭となっていることから、新たな露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が県道塩江屋島西線に接し、国道11号線に近く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条6項の規定による通知2番・3番および農地法第5条許可後の事業計画変更2番に関連しています。

13番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が115.14平方メートルあります。

14番の転用者は、土木建築業を営む法人で、事業拡大により資材や作業用の機械を納めている既存の資材置場が手狭となっていることから新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び南側が市道に接し、大型車両の出入りが容易で利用及び管理がし易く、主要地方中徳三谷高松線へのアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、不動産業を営む法人が、業務拡張に伴い、月極駐車場の需要が見込める地域で新たな露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側が市道に接し、主要地方中徳三谷高松線へのアクセスも良く、周辺は、商業施設が多く整備され、また、分譲住宅・共同住宅により宅地化の進んだ地域に在り、十分集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、主要地方中徳三谷高松線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページを御覧ください。

18番の転用者は、住宅設備工事業を営む法人の代表者で、近年、事業が順調で現在利用している資材置場や事務所が手狭となっていることから、貸事務所・車庫用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し自宅からも近く、県道太田上町線へのアクセスも良く、資材を搬入する際の利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係

から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。使用貸借に係る返還通知13番、14番、15番、16番に関連しています。

19番はリサイクル販売業を営む個人で、業務量の増加により、引き取りした資材の保管場所に困っているため、新たに露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が956.50平方メートルあります。

21番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

22番は、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、祖母の所有農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家と隣接しており、農業の手伝いや親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者または転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、県道円座香西線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設、医療施設が整備され、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和44年ごろに譲渡人が一部造成したもので、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が602.04平方メートルあります。

24番は、家族が増えることとなり、住居が手狭になるため祖母所有の農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市

道に接し、周辺は商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書12ページを御覧ください。

26番は、収益物件により資産運用を行う個人が、貸事務所の敷地造成用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が918.00平方メートルあります。

本来であれば、転用者において造成から建築まで行うものですが、農地法施行規則第47条で規定する、「用途地域が定められている区域内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるときに該当するものであり、問題はありません。

27番は、土木建築業を営む法人で、業務拡大に伴い、社員を増やし、事務所が手狭になるため、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側の進入路を介して市道に接し、県道檀紙鶴市へのアクセスも良く、既存の事務所と隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が417.79平方メートルあります。

28番は、現在居住の自宅を売却し、新たに住宅を購入し永住することとなったが、住宅密集地で宅地敷地内まで道幅が狭く、車での進入が困難なことから、新たな露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年に造成済ですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書14ページを御覧ください。

31番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族が多く、家財道具も増え、住居が手狭なことから隣接地に物置を建築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和22年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が635.77平方メートルあり

ます。農地法第18条6項の規定による通知7番に関連しています。

32番は、現在、借家住まいで家族が増えることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番の転用者は、土木建築工事業を営む法人で、本社近隣の既存資材置場も手狭となっており、また、西讃地区へ資材を搬入するのに利便性があることから、新たな露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭になってきたため、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、不動産賃貸業を営む法人で、住宅が密集した地域で駐車場が不足しており、近隣住民からの要望により、役員所有の農地を借り受けて新たな露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、親族所有の農地を借り受けて、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が486.08平方メートルあります。

4番は、退職を機に高松に戻り、母や兄夫婦と同居で住居が手狭なことから、親族所有の農

地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、また、実家と隣接しており、農業の手伝いや親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が78.40平方メートルあります。

5番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、親族所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が農道に接し、実家と隣接し親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和3年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、また、祖父宅と隣接しており、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条許可申請使用貸借1番関連（排水管理設）に関連しています。

議案書17ページを御覧ください。

8番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、また、祖父宅と隣接しており、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成26年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、現在、県外に居住しているが、居住地を高松に移すことになったため、義父所有の

農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、現在、借家住まいで家族が増えることから、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、また、母宅と隣接しており、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が0.10平方メートルあります。

11番も、現在、借家住まいで子も生まれ、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、父宅と隣接しており、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和4年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、現在借家住まいであるが、両親の老後や家族が増えることを考慮し、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道三木国分寺線に接し、また、実家と隣接しており、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、また、父宅と隣接しており、農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権28件、使用貸借13件、計41件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番も、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番は、後継者に部分贈与するもので、取得後は引き続き、キュウリ、春菊を作付けするものです。

4番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、残存小作地を小作人が取得するもので、引き続き野菜を栽培するものです。

6番は、共有者2名が農業廃止することから、新規営農を希望する譲受人が申請地を取得し、タマネギ、ジャガイモ等の野菜及び、ミカン、カキなどの果樹を栽培するものです。下限面積については、同時に農地法第3条第1項許可申請使用貸借2番が提出されており、基準を満たしております。

7番は、所有者が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、ミカン等果樹を栽培するものです。

8番は、所有者が労力不足、9番は、農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へそれぞれ譲り渡すもので、取得後は、ともに水稻を作付けするものです。

10番は、後継者に贈与するもので、所得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知27番に関連しております。

11番は、県外在住の所有者が農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得し、水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげ

ます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、新築する分家住宅の排水管を埋設するため、20年間、使用貸借による権利を設定するものです。農地法第5条第1項許可申請使用貸借7番に関連しております。

2番は、新規営農を希望する借受人が申請地を3年間借り受けて、タマネギ、ジャガイモ等の野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項許可申請所有権6番に関連しております。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転11件、使用貸借2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第8号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

本件は、転用目的で高松国税局の不動産競売に入札するため、令和4年4月20日付けで申請されたものです。

農地法第5条第1項の許可に係る審査基準に基づき、審査した結果、問題はありませんでした。

以上、議案第8号 競売買受適格証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が競落人となって農地法第5条第1項の許可申請が提出され、その許可が急がれるときは、定例総会開催日の関係上、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号について証明すること。

また、競落後、農地法第5条第1項の許可が次回開催の定例総会開催前に必要で、適格証明時と事情に変更のない場合には、会長専決処分により、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号については証明すること。また、その後農地法第5条第1項の許可申請が提出され、必要に応じて、会長専決処分により許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書21ページを御覧ください。

1番は、昭和62年ごろから、水路として、2番は、昭和57年ごろから、農業用の納屋として、3番は平成3年ごろから、道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、または、他の農地の保全または利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

尚、2番は農地法第18条6項の規定による通知8番、3番は使用貸借に係る農地返還通知28番、29番に関連しています。

以上、議案第9号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。表紙に記載のとおり、令和4年1月20日付けで、高松国税局長からの調査依頼がありました。

この調査は、相続税の申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利用状況を確認し、報告するものです。

対象者（相続人）は、表紙の次に掲載しております一覧表のとおり、高松市鬼無町是竹385番地2 植野 正則様 外52名で、合計53名です。

対象農地は、その後の3枚目から始まります横置き表、1ページから16ページに記載のとおりで、記載順は、第1地区から、地区毎の、国税局整理簿番号順となっております。

横置き表の左の「番号」欄に2種類の番号を上下で付しておりますが、上段が全体の連続番号、下段が国税局整理簿番号です。

調査及び是正指導の最終日は、令和4年4月28日でした。

調査は、地区担当職員が対象農地全ての現地確認を行い、適正管理されているか否かを確認しました。対象農地の内、農地利用と判断しがたい農地については、地区担当委員とともに該当者を指導し、同年4月28日までに農地に復元したことを確認しました。

一部設定当初と内容・現況の変更があったものについて、御説明申し上げます。

資料1の横置きの表5ページの連続番号16番、18番、続いて、6ページの21番、7ページの26番を御覧ください。右側「備考欄」に記載がありますように、土地区画整理法による換地処分や、国土調査法の調査成果により、申告時の面積及び地番が変更となっております。

次に、10ページの32番、11ページの33番を御覧ください。共有物件のため地番が重複しておりますが、平成15年11月12日に一部分筆し、隣接農地と同地目、同面積で交換したものです。

13ページの43番、14ページの45番を御覧ください。この対象筆の一部は、申告後、猶予確定原因とならない農業施設、納屋や農業用作業場に現状変更したものです。

また、45番及び、46番の各一筆については、表の左から4番目の「利用状況」欄が耕作放棄となっておりますが、平成26年9月30日付け農林水産省発出の「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」の通知、第1の第2項第2号で、平成17年3月31日以前に行われた特例措置については、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の関係から「耕作の放棄によって納税猶予期限は確定しない」こととなっております。

以上、設定当初と現況に変更のある一部の案件については、国税局の判断を待つものもありますが、地区担当職員及び委員が個別に該当者に対して、「事実の報告であり、国税局には現状のまま報告する。」旨伝えております。

報告方法としましては、国税局が指定した専用様式により、また、内容としては各対象者の各筆の農地の現時点での利用状況として、資料1のとおり記載し報告するものです。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり高松税務署長に回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第10号は原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

令和4年5月11日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査および御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表を御覧ください。対象地番および除外後の用途が各地区順に記載されております。

6ページに今回の除外後の用途区分ごとの総件数および総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が38件、合計面積で64,104.84平方メートルです。

次に最後のページを御覧ください。

農業用施設を申請地に建築するため、農用地利用計画の4つの用途区分(農地 採草放牧地 混牧林地 農業用施設用地)の中で農地から農業用施設用地に変更するもので、1件、面積が1,876平方メートルです。

以上、議案11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてについて、御審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農業委員の身分喪失手続(罷免・失職・辞任)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上事務局長 議案第12号 農業委員の身分喪失手続(罷免・失職・辞任)について

農業委員は、非常勤の特別職の地方公務員として恣意的にその進退を決する、または決せられるべきではありません。そこで、農業委員会等に関する法律では、農業委員や農地利用最適化推進委員の身分喪失に係る要件・手続を規定し、その身分を保障しております。

資料を御覧ください。いずれも、農業委員会等に関する法律に規定されている農業委員の身分喪失に係る要件・手続です。

まず、表の上段、農業委員会等に関する法律第11条第1項では、市長による罷免で、「市町村長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合または職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。」としております。

次に、表の中段、第12条は失職で「委員は、同法第8条第4項各号、すなわち、破産手続開始の決定を受けた者、または禁固以上の刑に処された者、のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。」と規定し、罷免等の手続を経ることなく、当然に失職することになり

ます。

最後に表の下段、第13条第1項は、本人からの辞任で、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定しております。

なお、「正当な事由」とは、社会通念に従い一般の良識に基づいて判断すべきで、例えば、長期入院のため、業務執行ができない場合などが考えられます。

具体的な手続は、辞任を欲する農業委員は市長宛に辞表を提出して、市長は当該委員の辞任について農業委員会に諮問を行い、農業委員会はそれに答申する流れとなります。

今回、委員の身分喪失に係る手続を御説明しておりますのは、神内委員につきまして、三種類の要件・手続のうち、御本人による辞表の提出が困難な場合には、表の上段、市長による罷免で、同法第11条第1項の条文前段「市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、議会の同意を得て、これを罷免することができる。」を根拠として、その手続を進めることについて皆様の御意見を賜りたいと存じます。

この場合、市長は、御家族から農業委員の「辞任申出書」と「医師による診断書」の提出を受けて、心身の故障のため職務の執行ができないことを客観的な証拠に基づいて確認・判断した上で、罷免手続を進めることといたします。

本件について御同意をいただきましたら、神内委員にこれを適用して、身分喪失に係る手続を進めてまいるとともに、今後におきまして、今回の手続を先例として、御本人による辞表の提出が困難な場合には、市長による罷免により、身分喪失に係る手続を進める扱いとしたいと存じます。説明は以上です。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第12号 農業委員の身分喪失手続（罷免・失職・辞任）については、原案のとおり異議ない旨決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 農業委員の身分喪失手続（罷免・失職・辞任）は原案のとおり異議ない旨決定に決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告事項1 農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の説明を求めます。

藤澤農地係長 報告案件1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

期間としましては、令和4年4月6日から5月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、4月議決分といたしまして4条が11件、5条が24件、合計で4条が11件、5条が32件です。

許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が3件、4月議決分といたしまして4条が1件、5条が3件、合計で4条が2件、5条が15件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

まず、4条関係です。3月議決分、1件が開発許可未了により、現在、許可保留となっております。

2 ページを御覧ください。

4月議決分の2番が開発許可未了により、現在、許可保留となっております。

3 ページを御覧ください。

次に5条関係です。1月議決分の所有権5番、25番、30番、37番が、開発許可未了により、所有権14番、23番が開発許可、道路工事承認未了により、現在、許可保留になっています。

2月議決分の所有権3番が開発許可、道路工事承認未了により、現在、許可保留になっています。

3月議決分の所有権7番、15番が開発許可未了により、所有権13番が開発許可、道路工事承認・直近事業造成工事未了により、現在、許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。3月議決分の所有権21番が開発許可、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。4月議決分の所有権3番、14番が、開発許可未了により、現在、許可保留となっております。

6 ページを御覧ください。4月議決分の使用貸借1番が、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

以上で、今月の許可状況の報告を終わります。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、続きまして、報告事項2 農用地利用計画の変更に係る判断基準の一部改正について、農林水産課からの説明を求めます。

農林水産課長 報告案件2 農用地利用計画の変更に係る判断基準の一部改正について御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。

令和4年4月に香川県より農地利用計画Bの変更に係る判断基準の一部改正が令和4年6月1日から施工される旨、通知がありました。香川県が改正の必要性として、①国が掲げるカーボンニュートラル社会の実現及び、農水省から発出された荒廃農地を活用した再生可能エネルギーの導入に向けた考え方において、耕作者の確保が見込まれない荒廃農地への再生可能エネルギー設備の設置について、積極的な推進が図られるよう求められているので、それに対応するための改正が必要となったため。

また、判断基準の除外要件を満たす基準を定めた、第3の4の(1)について、従前から表現がわかりづらいとの指摘があったことから、分かりやすくするために文言を整理したものです。

以上の2点が改正した理由であります。

改正の内容としまして、1つ目は判断基準の第3の3の(1)の必要性の中の(イ)について国の通知に対応できるよう、「太陽光発電の場合、事業面積が3,000平方メートル以下であること」が削除されました。

2つ目は判断基準の第3の3の(3)のエについて国の通知に対応できるよう、太陽光発電については、適用外とされました。

3つ目は判断基準の第4の(1)除外する土地が可能な限り農用地区域の縁辺部であることについて、法や国のガイドラインと重複する箇所や分かりにくい箇所について、文言の整理を行い除外の要件等を理解しやすくするよう改正されました。報告は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、続きまして、報告事項3 農業委員の欠員補充について、事務局の説明を求めます。

山上事務局長 報告案件3「農業委員の欠員補充について」でございます。

故高砂農業委員の後任として、第2地区部会において候補者の協議が調った旨の報告をいただきましたので、今後、事務局において、その任命手続を粛々と進めてまいりたいと存じます。

なお、スケジュールとしては、6月から7月にかけて同委員の推薦手続と併せて、公募を行い、7月末ごろに候補者評価委員会を開催し、後任委員を内定した上で、同委員の任命に係る議案を9月定例会市議会に市長が上程します。そして、その議決後に、市長が任命を行う予定であります。報告は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第2回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時25分 閉会